

法務省民総第1662号

令和7年12月19日

日本公証人連合会会長 殿

法務省民事局総務課長

(公 印 省 略)

凍結された預金口座等に対する強制執行を目的とする執行証書の不正利用について（通知）

標記について、別添のとおり当職から法務局長及び地方法務局長宛てに通知しましたので、お知らせします。

執行証書の作成に当たっては、不当な目的での囑託があり得ることを念頭に、別添の通知に記載された内容を参考に慎重な対応をするよう、貴会所属の公証人に改めて周知方お取り計らい願います。

法務省民総第1661号

令和7年12月19日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局総務課長

(公 印 省 略)

凍結された預金口座等に対する強制執行を目的とする執行証書の不正利用について（通知）

近時、架空の金銭消費貸借契約を内容とする執行証書の作成を囑託した囑託人が、当該執行証書を利用して、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という。）第3条第1項の措置により凍結された預金口座等に対する強制執行を行う事案が発生しています。

犯罪収益の確保のために執行証書が利用されるような事態は、防止する必要があります。

これまで、当局においては、日本公証人連合会と連携の上、機会を捉えて、全国の公証人に対し、公正証書が不正に利用されるおそれがあることに留意し、契約の内容やこれを裏付ける客観的な資料の有無等を十分に確認するなど、慎重な対応を徹底するよう注意喚起するとともに、不審な事案に接した場合には速やかに情報提供をするよう周知を行ってきたほか、振り込め詐欺救済法により凍結された預金口座等に対する強制執行を目的とする執行証書の不正利用に関し、必要な調査を実施してきたところです。

今般、上記の調査結果等を踏まえ、別紙のとおり、公正証書の作成に当たっての留意点等を整理しましたので、貴局職員及び貴局所属公証人に対し、周知徹底を図るようお願いします。

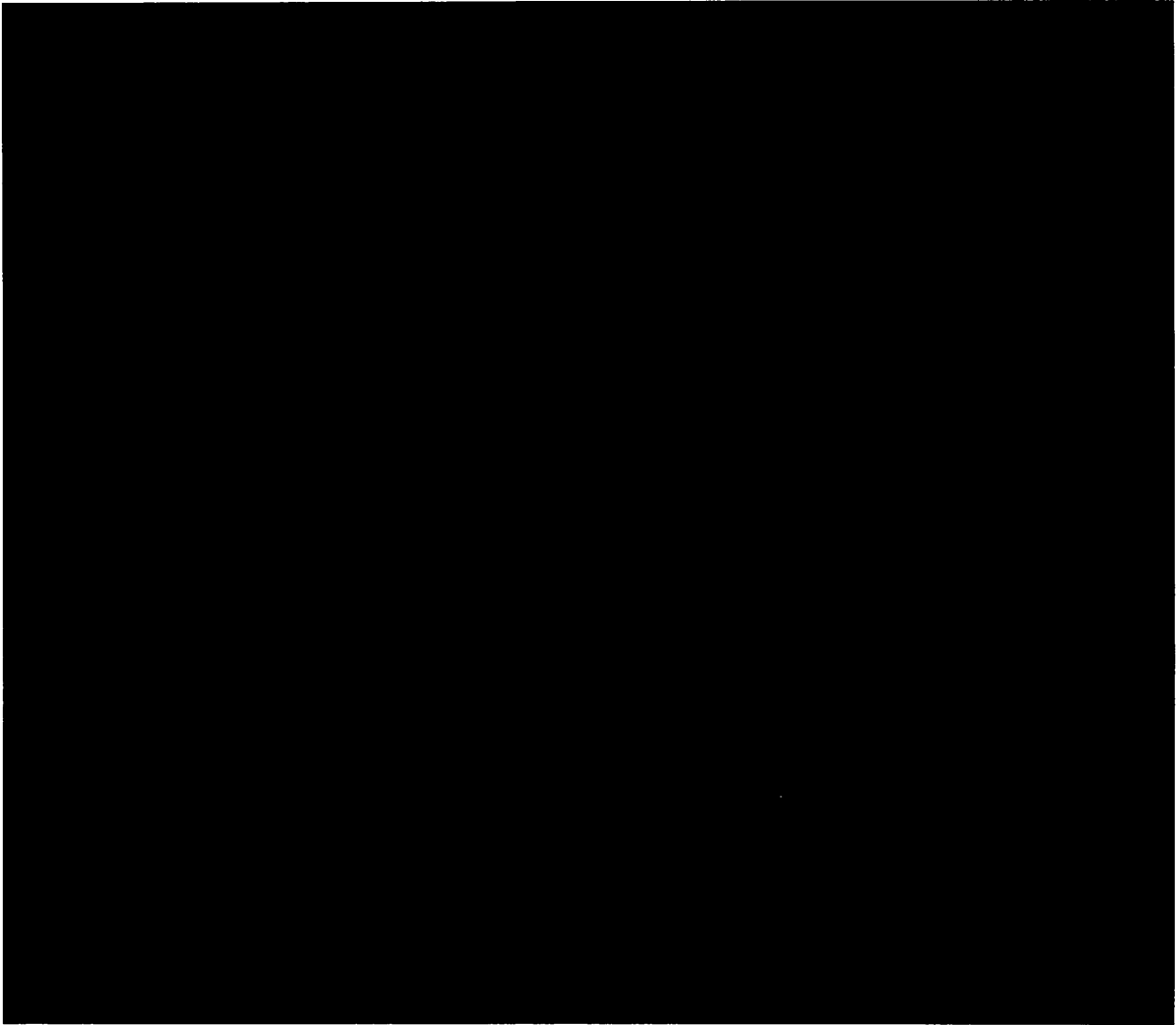
なお、本通知については、別添のとおり日本公証人連合会宛てに送付しまし

たので、念のため申し添えます。

(別紙)

1 不審な事案にみられる特徴等の例

これまでの調査等の結果、不審な事案にみられた特徴等は以下のとおりであるが、飽くまで例示であることに留意いただきたい。



2 不審な事案に接した場合に考えられる対応



